

請求可能な期間について

1 当初請求の請求権の消滅時効の期間について

給付費等の当初請求の請求権においては、法律で時効の期間が定められていますが、次にお示しする時効期間内であれば請求可能です。なお、手続きが集中する3～5月に、前年度分の複数月分をまとめて請求された場合、順次審査を行うため、支払いが6月以降になる可能性があります。あらかじめ、ご了承ください。

対象施設	時効期間
幼稚園、 認定こども園、 地域型保育事業	①公定価格部分(給付費): <u>2年間</u> (子ども・子育て支援法第73条第1項) ②市区町村独自助成部分: <u>5年間</u> (民法第166条第1項)(※1)
認可保育所	①公定価格部分(委託費) ②市区町村独自助成部分 } <u>5年間</u> (民法第166条第1項)(※1)

※1：横浜市へ請求できることを知らなかったと認められる場合
又は請求権の起算日が令和2年3月31日までの分の場合、
請求権の消滅時効期間は10年間となります。

2 消滅時効の起算日について

消滅時効の起算日は、認定児童の受入月の翌月1日となります。

(例) 令和2年2月利用分の起算日：令和2年3月1日

令和2年3月利用分の起算日：令和2年4月1日

3 過年度の未請求施設等への時効成立前のお知らせについて

給付費等の請求の意向がない場合でも、時効成立前に、過年度の未請求施設等を抽出し、再度、請求依頼のお知らせを行う場合がありますので、ご承知おきください。

4 参照条文

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

(時効)

第七十三条 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2・3（略）

裏面あり

(2) 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

（債権等の消滅時効）

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3（略）